

子ども・子育て関連3法 施行準備事業

子ども・子育て関連3法の主な内容

- 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - ・ 幼稚園と保育所の良さをあわせもつ施設（幼保連携型認定こども園）の改善、移行の促進
 - ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通に
- 待機児童対策を強力に推進
 - ・ 認定こども園のほか、小規模保育、家庭的保育など多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大
- 家庭・地域の子育て支援を充実
 - ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実



子ども・子育て会議の設置

【子ども・子育て支援法第77条】

- 平成25年8月に第1回堺市子ども・子育て会議を開催。12月に第2回を開催予定。
- 委員については、学識経験者、保育・教育関係事業者、地域子育て拠点を運営するNPO法人、公募による子育て中の保護者等、多様な委員に参画してもらっている。
- 同会議は、子ども・子育て事業計画への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすものである。



子ども子育て支援事業計画の策定【子ども・子育て支援法第61条】

- 国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ計画を策定しなければならない。
- 計画策定に当たり、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組みが必要

スケジュール

	平成26年度	平成27年度
子ども・子育て会議	→	
新制度周知啓発	→	
子ども・子育て支援事業計画の策定	→	
認定こども園の認可・確認事務	→	
保育の必要性の認定事務	→	

新制度施行に向けた準備

- 新制度への円滑な移行に向けての周知啓発を行う。
- 新たな認定こども園の認可を行うとともに、施設型給付及び地域型保育給付の対象となる施設の確認を行う。
- 区役所において保育の必要性の認定事務を行う。